

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、田原本町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値地形図データ更新）
- 二 測量の地域 磯城郡田原本町の一部
- 三 測量の期間 令和二年十二月二十四日から令和三年三月三十一日まで